

第5章 その他の関係計画

西会津町再犯防止推進計画

1 計画策定の趣旨

犯罪や非行をした人は、安定した就労や住まいの確保が難しい、薬物やアルコール等の依存症を抱えている、身寄りがいないなど、さまざまな課題を抱えているケースがあります。

そのような状況の中で犯罪や非行から立ち直ろうとしても、仕事や住まいを確保できず経済的に不安定な生活に陥ってしまう、地域社会から孤立してしまう、情報が得られず適切な支援につなげられないなどの理由から、再犯に至る人も少なくありません。

全国の刑法犯による再犯者の人数は、平成18年をピークに徐々に減少していますが、その一方で初犯者の人数も減少しているため、平成9年以降は再犯者率が上昇傾向にあります。

福島県においては、刑法犯検挙人数が毎年2,000人前後で推移しています。再犯者の割合は5年間の平均で53.2%と、半数以上の人が再犯となっており、再犯防止対策は安全で安心して暮らせる地域社会の実現に向けた重要な取り組みの一つとなっています。

本町においても「西会津町再犯防止推進計画」を策定することで、犯罪や非行をした人の地域での生活と社会復帰を支え、町民が犯罪の被害に遭うことを防ぎ、誰もが安全で安心して暮らすことのできる社会の実現を目指します。

このことは、本町における「地域福祉計画・地域福祉活動計画」が目指す地域共生社会の実現とも共通する方向性であることから、本計画と一体的に作成することとしました。

■国等の動き■

刑事司法関係機関のみならず、国・地方公共団体・民間が一丸となって取り組むことが必要であるため、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行、平成29年12月に「再犯防止推進計画」が策定され、都道府県および市町村における地方再犯防止推進計画の策定が努力義務とされました。

令和4年6月に成立した刑法などの一部改正法において、更生や犯罪予防に向けて保護観察所が住民や関係機関に必要な援助を行う「地域援助」が更生保護法に位置付けられました。これを先取りする形で、令和4年10月から、保護観察所が委託した地域の福祉団体にコーディネーターを設置し、満期釈放者の孤立を防ぐための支援機関のネットワークを構築する「更生保護地域連携拠点事業」の取り組みが一部地域で開始されました。

2 計画の法的根拠

本計画は、「再犯防止等の推進に関する法律」に基づき作成しています。

【再犯の防止等の推進に関する法律】

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

3 計画の期間

計画期間は、本町の「地域福祉計画・地域福祉活動計画」に準拠し令和7年度から令和11年度までの5年間とします。なお、計画の進捗状況や社会情勢の変化等によっては、計画期間内であっても必要に応じて見直しを検討するものとします。

4 再犯防止に関する制度の動向

再犯防止推進計画に関わる制度の動向は、おおむね以下の内容になっています。

（1）再犯防止に関する制度の動向

・再犯の防止等の推進に関する法律

国において、検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」が上昇していることから、「再犯防止」が大きな課題となっていました。安全・安心に暮らせる社会の実現を目指し、「再犯の防止等の推進に関する法律」が平成28年に公布・施行されました。

・再犯防止計画

「再犯の防止等の推進に関する法律」では、国及び地方公共団体の責務を明示するとともに、対策の基本事項を掲げ、再犯防止対策を総合的かつ計画的に推進することが定められており、平成29年12月に第一次再犯防止推進計画、令和5年3月に第二次再犯防止推進計画が閣議決定されました。

・地域援助

令和4年6月に成立した刑法などの一部改正法により、更生や犯罪予防に向けて保護観察所と住民や関係機関に必要な援助を行う「地域援助」が更生保護法に位置づけられました。

(2) 国の再犯防止推進計画の5つの基本方針

国の再犯防止推進計画における5つの基本方針は以下の通りです。

- ①「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ②刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力することの重要性を踏まえて実施
- ④犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤再犯防止の取組みを広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

(3) 国の再犯防止推進計画7つの重点課題

国の再犯防止推進計画の7つの重点課題は、以下の通りです。

- ①就労・住居の確保
- ②保健医療・福祉サービスの利用の促進
- ③学校等と連携した修学支援等
- ④特性に応じた効果的な指導
- ⑤民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進
- ⑥地域による包摂の推進
- ⑦関係機関の人的・物的体制の整備

5 現状と課題

検挙人員の初犯・再犯について

・検挙人数は減少傾向にありますが、検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」は、おおむね横ばい状態となっています。

・再犯率は、どの区分においても50%を超えるものがほとんどです。

検挙人員		総数(人)	初犯者(人)	再犯者(人)	再犯者率
令和元年	全国	172,197	85,245	86,952	50.5%
	福島県	2,079	975	1,104	53.1%
令和2年	全国	164,678	81,294	83,384	50.6%
	福島県	1,998	949	1,049	52.5%
令和3年	全国	159,692	79,883	79,809	50.0%
	福島県	1,905	934	971	51.0%

資料：法務省

6 基本目標・基本施策

町再犯防止推進計画を策定し、国や県、関係団体等と連携して必要な取組を推進することで、犯罪をした者等が社会から取り残されることなく、円滑に社会復帰し地域社会の一員として活躍できる地域共生社会の実現を推進します。また、町民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会を実現することを目的とします。

現在町で行われている保護司会等の活動を理解し、関連団体とともに地域が連携して取り組むことで、再犯防止につなげます。

基本目標1 関係機関との連携強化

◆基本施策1 犯罪を犯した人等が抱える生きづらさに配慮した支援◆

生きづらさを抱える犯罪を犯した人が、生活困窮や孤独・孤立等に陥らないよう必要な支援機関につなぎ、複雑化・複合化した課題に対して、支援機関のネットワークの下で支援するなど、支援を必要とする人を取り残さない体制を構築していきます。

<具体的取組み>

- ・保健医療福祉サービスの利用を促進します。
- ・就労・住居確保の支援、非行防止と就学支援の充実に努めます。

基本目標2 広報・啓発活動の推進

◆基本施策1 再犯防止に向けた地域の理解を広げるための啓発活動の推進◆

再犯防止の取組みは、町民にとって必ずしも身近なものではなく、理解や関心が得にくいという現状を踏まえ、町民や事業者等に対して広く周知・啓発を図ります。

<具体的取組み>

- ・犯罪や非行をした人等の更生や再犯防止の取組みへの町民の関心と理解を深めるため、「社会を明るくする運動」や毎年7月の「再犯防止啓発月間」等の取組みを通じた周知・啓発を図ります。
- ・学校等と連携し、児童生徒の非行防止のための取組みを推進します。

◆基本施策2 更生保護支援団体などの活動支援◆

<具体的取組み>

- ・町更生保護協議会の活動を広く知ってもらい、活動のさらなる充実にに向けた支援を行います。